

自動車税（種別割）に関する納税管理人について

自動車の所有者（割賦販売等で売主が自動車の所有権を留保している場合は使用者）が、海外赴任、長期入院などでお住まいを長期間離れる場合は、県内若しくは国内に住んでいる方を「納税管理人」として定めてください。これにより戻られるまでの間、納税管理人の方に自動車税（種別割）の納税通知書の受け取りから納税までの管理をしていただくこととなります。

住所地を管轄する県税事務所に申告又は申請してください。

納税管理人申告書及び納税管理人申請書は、和歌山県のホームページからダウンロードできます。

住所地を管轄する県税事務所の管轄地域内在住者を納税管理人に指定する場合

→納税管理人申告書をご送付ください。

住所地を管轄する県税事務所の管轄地域外在住者を納税管理人に指定する場合

→税管轄区域外納税管理人申請書をご送付ください。

管轄区域	名称	電話番号	所在地
和歌山市 海南市・海草郡	和歌山県税事務所 自動車税・間税課	073-441-3409	〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 県庁第2南別館1F
岩出市・紀の川市 橋本市・伊都郡	紀北県税事務所 課税課	0736-61-0067	〒649-6223 岩出市高塚209 那賀総合庁舎内
有田市・有田郡 御坊市・日高郡	紀中県税事務所 課税課	0737-64-1260	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2355-1 有田総合庁舎内
田辺市・西牟婁郡 新宮市・東牟婁郡	紀南県税事務所 課税課	0739-26-7937	〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘23-1 西牟婁総合庁舎内